

課外活動支援の課題

企画者	: 西垣景太（中部大学）（代表）、小林勝法（文教大学）
報告者	: 北徹朗（武蔵野美術大学）、松田優一（関西大学）
司 会	: 小林勝法、西垣景太

1. 企画の趣旨（西垣景太・小林勝法）

大学における課外活動の意義は広く認識されている。廣中平祐山口大学学長（当時）を座長とする「大学における学生生活の充実に関する調査研究会」（旧文部省）は2000年6月に『大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－』と題する報告書を公表した。「教員中心の大学」から「学生中心の大学」へ視点を転換するとともに「正課外教育の意義を捉え直し、そのあり方について積極的に見直す」必要性を指摘した。また、2007年には日本私立大学連盟が『大学生が人間（ひと）として成長するために－正課外教育の重要性と再認識－』を発行し、再びこの問題についての提言をした。「正課外活動」ではなく、「正課外教育」として、その教育的意義を強調した。

これらを受けて、それぞれの大学・短期大学は課外活動支援の充実に取り組んでいるが、大学横断的な取り組みも行われている。本ラウンドテーブルでは、それらのうち全国大学体育連合と学生生活支援研究会の取り組みを紹介してもらい、課外活動支援の現状と課題について議論したい。

なお、『私立大学学生生活白書2015』（日本私立大学連盟）によると、参加が多い課外活動の上位3位は、「体育会活動」（30%）、「文化・芸術活動」（26%）、「スポーツ・レクリエーション活動」（16%）で、スポーツが学生活動において大きな比重を占めている。また、経済産業省とスポーツ庁は、スポーツ未来開拓会議を設置し、スポーツ活性化策について検討を重ねてきた。その過程で、鈴木大地スポーツ庁長官（2016）は、大学スポーツに期待することとして、「学生アスリートのデュアルキャリア支援」「大学スポーツの地域貢献」「学生スポーツのビジネス化」などをあげている。そこで、本企画のテーマとしては、1. 課外（スポーツ）活動支援、2. 学生支援業務における教職員の在り方について討論することとする。

2. 報告1：全国大学体育連合の活動と課題（北徹朗）

1949年の学制改革による新制大学発足とともに体育は教育課程に組み入れられた。大学体育の教育内容や方法について協議するために、当時の文部省は同年8月に菅平体育研究所にて、「新制大学体育協議会」を開催した。これを契機に本連合の前身である『大学体育協議会』が1952年11月25日に設立された。その後、『全国大学保健体育協議会』に名称変更（1969年10月）され、1973年10月に『社団法人全国大学体育連合』が設立されている。

本法人は、大学教育における体育に関する研究調査を行い、FD活動の支援、会員相互の体育活動の評価と表彰を行い、大学教育の発展に寄与することを目的とした活動を中心に行ってきたが、2012年1月に公益社団法人化されたことにより、正課体育にとどまらず、課外活動や地域貢献活動など、大学体育が公益に資することを内外に示すことも含め活動している。例えば、全国の大学と短期大学の課外活動の現状を把握するため調査を実施したが、この調査により、各大学が抱える施設や指導者、費用、管理面での問題点が初めて明らかにされた。この調査結果をもとに、大学体育連合のホームページに「課外スポーツ活動支援に関するQ&A」サイトを設置し、日本私立大学連盟学生生活支援研

研究会からの協力も得て事例の蓄積を続けている。

また、大学スポーツ連盟（いわゆる学連組織）に対する調査では、試合日程が授業日に重ならないように配慮したり、取得単位数の目安を定めるなどして、学業成績によっては試合に出場させないなど、課外スポーツ活動と学業との両立を図ろうとする先進的な取り組みをしている学連の状況や、大学スポーツ選手に対する学習支援やキャリア支援の実態等も明らかにしてきた。こうした成果を踏まえ、2015年10月に本連合主催による「第1回カレッジ・スポーツ・シンポジウム」を開催した。

また、学生課職員や運動部指導者などを対象にして、学生のリーダーシップ養成や研修会の企画運営に関する「学生リーダーシップ指導者研修会」を開催している。そして、GPAや競技実績などを考慮し、文武両道で優秀と認められるアスリート学生に対する「優秀学生表彰制度」を新たに設置した。

この企画を通じて、課外活動支援について取り組み・検討している組織と議論を深めたい。

3. 報告2：一般社団法人日本私立大学連盟学生生活支援研究会の活動について（松田優一）

一般社団法人日本私立大学連盟学生生活支援研究会は、1957年（昭和32年）1月に「学生厚生補導研究会」として開催した第1回研究会から半世紀以上の間、大学における関連業務に資する研究を通じて、会員の資質向上に寄与することを目的として活動を行ってきた。2015年度は、我が国の4年制私立大学の約2割、121大学（108法人）が加盟している日本私立大学連盟の約3分の1に当たる42大学89名の方々が会員として参加し、Aグループ（課外教育活動支援）、Bグループ（心と身体の健康）、Cグループ（奨学金等福利厚生）、Dグループ（総合問題）の4つのグループでの研究活動を中心に会員相互の交流と研鑽を行った。

学生支援業務は、大学設置基準の第42条で「学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする」とあるように、各大学とも、職員の担うところが大変大きい業務であると言える。高等教育を取り巻く環境の変化が叫ばれて久しい今日、各大学において学生の多様化、問題の複雑化という問題に直面している。加えて、障がいのある学生への支援や国際化への対応等、学生生活支援業務は日々増大し、職員の負担と社会的期待は言うまでもなく高まっている。

こういった環境の中で、我々は、日々、答えのない新たな問いへの対応を迫られており、自大学のみでは対応が難しい案件も多くなっていることから、本ラウンドテーブルを通じて、本研究会の活動をご紹介させていただくとともに、学生支援業務における職員の在り方について意見交換させていただきたい。

4. 引用文献・参考文献

- 1) 文部省（2000）「大学における学生生活の充実方策について（報告）－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/012/toushin/000601.htm
- 2) 日本私立大学連盟（2007）『学生が人間（ひと）として成長するために－正課外教育の重要性と再認識－』
- 3) 日本私立大学連盟（2015）『私立大学学生生活白書2015』
http://www.shidaiaren.or.jp/blog/info_c/support_c/2015/09/29/18118
- 4) 鈴木大地（2016）「今後のスポーツ行政と大学体育・スポーツに期待すること」『大学体育』107号、（印刷中）。
- 5) 松田優一（2016）「2015年度 学生生活支援研究会 年間活動を振り返って」学生生活支援研究会年報, 52, 4.